

媒介・代理・取次の状況

2022年4月26日

資源エネルギー庁

第19回ガス事業制度検討ワーキンググループ（2022年3月7日）における委員コメント

媒介・代理・取次ぎ

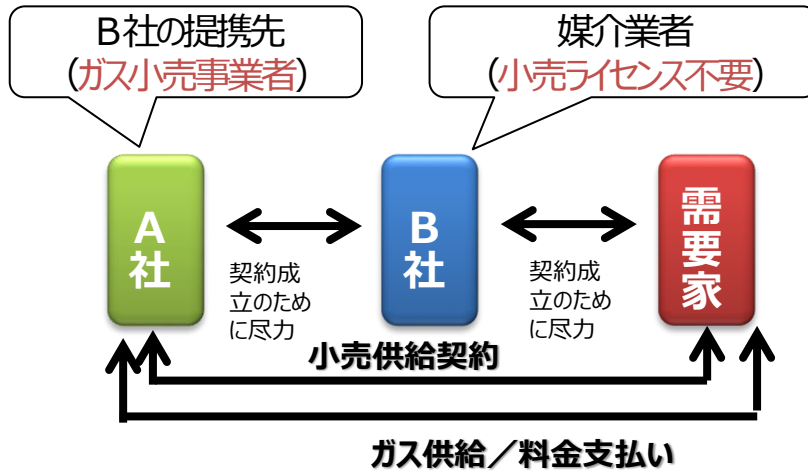
- 代理・取次のどのような事例があるのか、今回もお示しいただいたが、これから実態の把握と評価をいただけるとのことなので、**今後も適宜よい事案・事例が現れたらご紹介いただき分析いただきたい。**【草薙委員】
- 代理・取次の拡大が実際に図られていることについて、しっかりと**ガス小売競争全体の促進の結果であると明確に表すような評価の在り方を作っていただきたい。**【小林委員】
- 代理や取次を、過度に競争が進展しているものとして評価しないよう、あるいは、委員の間でも誤認がないようにぜひ願います。**取次は、直接的な競争圧力になるものではないことは、電力・ガス監視等委員会の電気の文脈で整理されている。**新規参入者の代理や取次はもちろん競争圧力になるわけだが、**代理や取次の中身のほうが重要だと思うので、これが進展していることだけで、競争が進んでいると誤認しないよう願います。**【松村委員】

媒介・代理・取次について

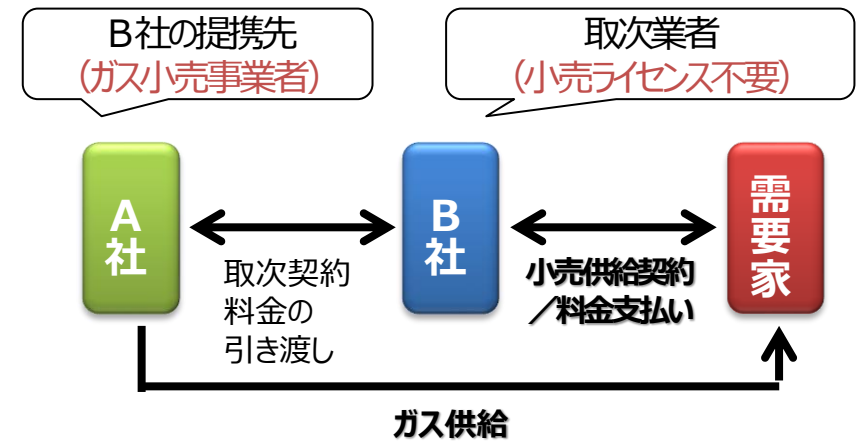
- ガス事業法は、ガス小売事業者ではない者による、小売供給契約の締結の「媒介」、「取次ぎ」、「代理」を行うことを許容している。ただし、「媒介」、「取次」、「代理」業者は供給条件説明、書面交付義務を負うものの、いずれの場合も、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス事業者となる。
- このため、トラブル※防止の観点から、ガスの小売営業に関する指針において、ガス小売事業者の望ましい行為として、業務提携をしている媒介・取次・代理業者を自己のホームページ等において分かりやすく公表することを規定している。
※ガス小売事業者の代理店である等と詐称し、各種機器の販売等の勧誘を行う等
- 「取次ぎ」は、自己の名をもって小売供給契約を引き受ける行為であり、取次事業者が需要家の小売供給契約の相手方となる点で、媒介、代理と異なる。すなわち、ガス小売供給はガス小売事業者から行われるが、**需要家の契約の相手方でありガス料金の支払先は取次事業者となる**。このため、ガスの小売営業に関する指針において、ガス小売事業者と取次業者との間の取次契約の解除等によって需要家が不利益を受けないよう、ガス小売事業者に対し、十分な需要家保護をとることを求めている。
- なお、このような取次事業者による契約締結数は、取次ぎ契約の相手方であるガス小売事業者の契約件数として集計されるため、ガス取引報の集計上、単独では現れない。
- 「代理」については、「電気の経過措置料金に関する専門家会合とりまとめ」において、みなし小売電気事業者の代理事業者は、**みなし小売事業者のために行動する立場**であることから、**みなし小売電気事業者から独立した競争事業者と捉えることは、原則として困難と整理**している。

(参考) 媒介、代理、取次の形態 (イメージ)

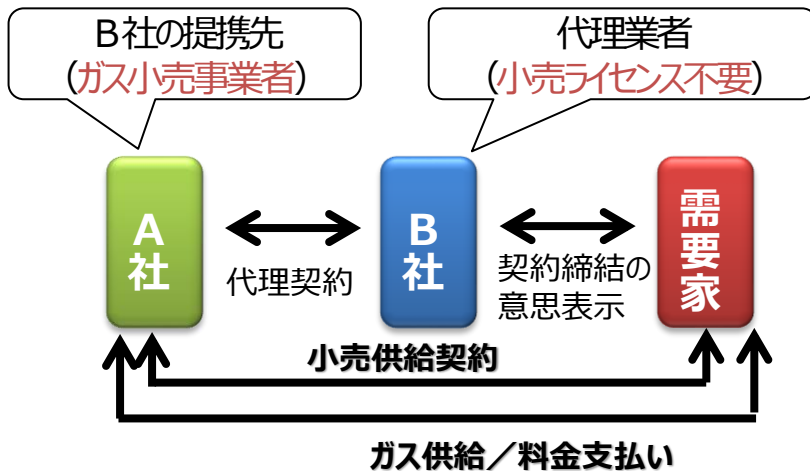
<媒介>



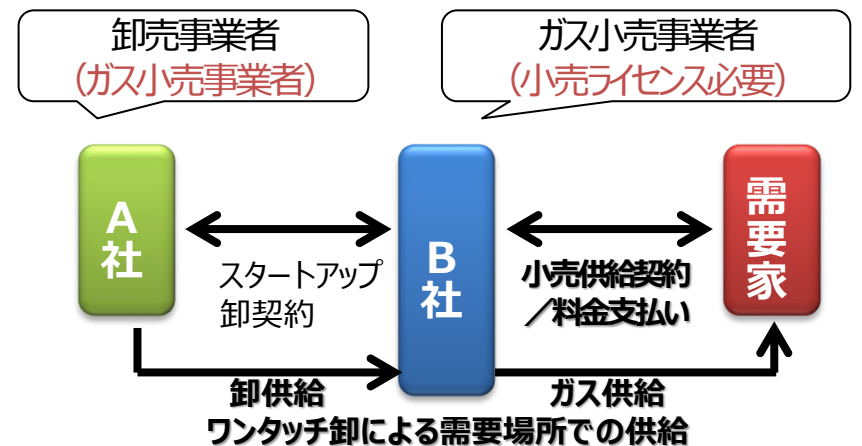
<取次ぎ>



<代理>



<参考：スタートアップ卸>



(参考) ガス事業法における媒介等に対する規制

ガス事業法(昭和29年法律第51号)

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「ガス小売事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

大手3社の供給区域における取次事業者の状況（日本ガス協会調べ）

（注）取次事業者は、オープンデータで確認できる情報に限り掲載（2022年4月26日時点）
（注）取次元が変わっている場合は、最新の取次元事業者のみを記載（2022年4月26日時点）

大阪ガスネットワーク区域 取次事業者 10者

- 大阪ガスの取次ぎ
大阪いずみ市民生活協同組合
ジェイコムWEST
- 関西電力の取次ぎ
楽天エナジー
- ファミリーネット・ジャパンの取次ぎ
おトクでんき、グランデータ
- サイサンの取次ぎ
おトクでんき、ハルエネ
- テブコカスタマーサービスの取次ぎ
USEN
- PinTの取次ぎ
エイブル
- ミツロコグリーンエネルギーの取次ぎ
ミツロコヴェッセル関西

大阪ガスネットワーク区域 取次事業者 10者

- 関西電力
- ガスバル
- 東京電力エナジーパートナー
- エフビットコミュニケーションズ
- エクスゲート
- アースインフィニティ
- 東京エナジーアライアンス
- エバーグリーン・マーケティング
- ファミリーネット・ジャパン
- ミツロコグリーンエネルギー
- PinT
- サイサン
- グランデータ(予定)

大津市区域

- 関西電力
- ・びわ湖ブルーエナジー

東京ガスネットワーク周辺エリア

- 日本ガス
- 北日本ガス
- サイサン
- 東彩ガス
- 河原実業
- 東京ガス
- 東日本ガス
- ENEOS
- ・京葉ガス(予定)

北海道ガス区域

- ・いちたかガスワン
- ・北海道電力

東京ガスネットワーク区域 取次事業者 24者

東京ガスネットワーク区域

- 東京電力エナジーパートナー
- 日本ガス
- 東彩ガス
- 東日本ガス
- 北日本ガス
- 河原実業
- ・レモンガス
- ガスバル
- ファミリーネット・ジャパン
- ENEOS
- エバーグリーン・マーケティング
- ・中央電力
- ・CDエナジーダイレクト
- ・エネックス
- PinT
- エフビットコミュニケーションズ
- ・アストマックス
- エクスゲート
- ・日東エネルギー
- アースインフィニティ
- グローバルエンジニアリング
- 東京エナジーアライアンス
- サイサン
- ミツロコグリーンエネルギー
- エルピオ
- グランデータ
- ・堀川産業

- 東京ガスの取次ぎ
歯愛メディカル、JCOM
ヒナタオエナジー、楽天エナジー
- 東電エナジーパートナーの取次ぎ
USEN
- ファミリーネット・ジャパンの取次ぎ
イーネットワークシステムズ、おトクでんき
グランデータ、グローアップ、サニックス
JPEエネルギー、ユビニティー
ラストワンマイル、リストプロパティーズ
- CDエナジーダイレクトの取次ぎ
エネアーク関東、コブみらい
東急パワーサプライ、Looop
- 東京エナジーアライアンスの取次ぎ
HTBエナジー
- エバーグリーン・マーケティングの取次ぎ
エバーグリーン・リテイリング
- サイサンの取次ぎ
グランデータ、ハルエネ
- ミツロコグリーンエネルギーの取次ぎ
ミツロコヴェッセル
- PinTの取次ぎ
エイブル

東邦ガスネットワーク区域 取次事業者 18者

- 東邦ガスの取次ぎ
楽天エナジー、旭化成ホームズ
- T&Tエナジーの取次ぎ
TOKAI、マルエイ、ダイシンガス
日本ガスコム、三重液化ガス
フジプロ、飯田商事、島商事
ダイイチガスコム、
中部ガス事業協同組合
- テブコカスタマーサービスの取次ぎ
USEN
- サイサンの取次ぎ
グランデータ、ハルエネ
おトクでんき
- PinTの取次ぎ
エイブル
- ミツロコグリーンエネルギーの取次ぎ
ミツロコヴェッセル中部

西部ガス区域

- ・九州電力
- ・島原Gエナジー
- サイサン
- ・西部ガス佐世保
- ・西部ガス長崎
- ・西部ガス熊本
- グランデータ(予定)

日本ガス区域

- ・コアガス日本

東邦ガスネットワーク区域

- ・中部電力ミライズ
- 東京電力エナジーパートナー
- ガスバル
- エクスゲート
- エフビットコミュニケーションズ
- サイサン
- グローバルエンジニアリング
- ・T&Tエナジー
- 東京エナジーアライアンス
- エバーグリーン・マーケティング
- ファミリーネット・ジャパン
- ミツロコグリーンエネルギー
- PinT
- エルピオ
- グランデータ(予定)

静岡ガス区域

- ・百一酸素
- グランデータ(予定)

沖縄ガス区域

- ・りゅうせき
- ・白石
- ・沖縄協同ガス
- ・エッカ石油

は、供給エリア内の旧一般電気事業者

大手3社の供給区域における代理事業者・媒介事業者の状況（日本ガス協会調べ）

（注）代理事業者・媒介事業者は、オープンデータで確認できる情報に限り掲載（2022年4月26日時点）
（注）代理・媒介事業者のうち、自社名及び独自の名称をつけたサービスを提供している事業者については社名を掲載、それ以外の代理・媒介事業者は件数のみ掲載（2022年4月26日時点）

大阪ガスネットワーク区域 代理・媒介事業者 13者

- ・大阪ガスの代理※ 3者
 - ・関西電力の代理 KDDI オプテージ ほか8者
- ※ 代理先の1つは「サービスチェーン」であり、サービスチェーンとしてサービスショップ、プラス店、サービスショップ、風呂ショップ、メンサービス会社等がある

大阪ガスネットワーク区域

- 関西電力
- びわ湖ブルーエナジー
- ガスバル
- 東京電力エナジーパートナー
- エフビットコミュニケーションズ
- エクスゲート
- アースインフィニティ
- 東京エナジーアライアンス
- エバーグリーン・マーケティング
- ファミリーネット・ジャパン
- ミツウロコグリーンエネルギー
- PinT
- サイサン
- グランデータ(予定)

大津市区域

- 関西電力
- ・びわ湖ブルーエナジー

東京ガスネットワーク周辺エリア

- 日本ガス
- 北日本ガス
- サイサン
- 東彩ガス
- 河原実業
- 東京ガス
- 東日本ガス
- ENEOS
- ・京葉ガス(予定)

北海道ガス区域

- ・いちたかガスワン
- ・北海道電力

（黄色）は、供給エリア内の旧一般電気事業者

東京ガスネットワーク区域

- 東京電力エナジーパートナー
- 日本ガス
- 東彩ガス
- 東日本ガス
- 北日本ガス
- 河原実業
- ・レモンガス
- ガスバル
- ファミリーネット・ジャパン
- ENEOS
- エバーグリーン・マーケティング
- ・中央電力
- ・CDエナジーダイレクト
- ・エネックス
- PinT
- エフビットコミュニケーションズ
- ・アストマックス
- エクスゲート
- ・日東エネルギー
- アースインフィニティ
- グローバルエンジニアリング
- 東京エナジーアライアンス
- サイサン
- ミツウロコグリーンエネルギー
- エルピオ
- グランデータ
- ・堀川産業

東京ガスネットワーク区域 代理事業者・媒介事業者 80者

- ・東京ガスの代理 77者
- ・東京電力エナジーパートナーの代理 KDDI ソフトバンク
- ・CDエナジーダイレクトの媒介 三菱地所

静岡ガス区域

- ・百一酸素
- グランデータ(予定)

東邦ガスネットワーク区域

- ・中部電力ミライズ
- 東京電力エナジーパートナー
- ガスバル
- エクスゲート
- エフビットコミュニケーションズ
- サイサン
- グローバルエンジニアリング
- ・T&Tエナジー
- 東京エナジーアライアンス
- エバーグリーン・マーケティング
- ファミリーネット・ジャパン
- ミツウロコグリーンエネルギー
- PinT
- エルピオ
- グランデータ(予定)

西部ガス区域

- ・九州電力
- ・島原Gエナジー
- サイサン
- ・西部ガス佐世保
- ・西部ガス長崎
- ・西部ガス熊本
- グランデータ(予定)

広島ガス区域

- ・イワタニ山陽

日本ガス区域

- ・コアガス日本

沖縄ガス区域

- ・リョウセキ
- ・白石
- ・沖縄協同ガス
- ・エッカ石油

東邦ガスネットワーク区域 代理・媒介事業者 128者

- ・東邦ガスの媒介 122者
- ・中部電力の代理 KDDI おりべネットワーク グリーンシティケーブルテレビ 中部ケーブルネットワーク ほか2者

(参考) 電気の経過措置料金に関する専門会合とりまとめ（2019年4月24日）より抜粋

●みなし小売電気事業者との資本関係等によっては、形式的には競争者であっても、みなし小売電気事業者との競争を通じて顧客獲得を行う誘因が限定される可能性があるため、エリアのみなし小売電気事業者の値上げ等について牽制力を有するか否かという観点からは、次の事業者はシェアに関わらず、有効な牽制力を有しないとすることが適当である。

ア) エリアのみなし小売電気事業者のグループ会社(当該みなし小売電気事業者及びその親会社、並びにそれらの子会社及び出資比率 20%以上の関連会社)

イ) その他小売事業の提携その他の事情から、有効な牽制力を有さないと考えられる事業者

●また、上記イ)に関し、エリアのみなし小売電気事業者の代理の方式で他事業者が需要家に対する営業を行っている場合が見られる。この点、民法上、代理人は本人の利益のために行動する立場であることからすると、当該他事業者をエリアのみなし小売電気事業者から独立した競争事業者と捉えることは、原則として、困難である ※

※ このような代理方式が取られる場合、需要家との契約主体は当該他事業者ではなく本人であるみなし小売電気事業者となり、当該需要家に対して実際に小売供給を行い、かつ電気事業法上の小売電気事業者としての義務を負うのもみなし小売電気事業者となる。

ご議論いただきたいこと

- 「媒介」、「取次ぎ」、「代理」の状況について、小売事業競争の活性化、需要家の利益・選択肢の観点から、どのように評価すべきか。
- 例えば、
 - ・ 旧一般ガス事業者、新規小売事業者の双方にとって、小売の販路拡大に繋がっている側面があるか。
 - ・ ガス小売市場への、ガス小売事業者登録を伴わない参入とみなし得る事例があるか。
 - ・ 新規小売事業者の取次等事業者の中には、当該新規小売事業者から独立した、旧一般ガス事業者の競争相手としてみなし得る事例があるか。
 - ・ 需要家にとって新たな選択肢を提供しているとみなし得る事例があるか。
 - ・ 媒介、取次ぎ、代理と小売事業の現行ガス事業法における違いについてどう考えるか。
- 評価を踏まえ、今後、小売事業競争の活性化、需要家の利益・選択肢の観点から、「媒介」、「取次ぎ」、「代理」の状況について、どのようにフォローアップすることが適当か。